

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業について

令和2年11月26日
福祉政策課

事業名	内 容					
新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業 1,955,600千円 (国 1,955,600)	1 事業目的 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを伴う厳しい環境の中、強い使命感をもって医療機関や福祉施設等で業務に従事している方々に支給する慰労金について、対象者の範囲の拡大等により、事業費を増額する。 2 事業費増加の主な理由 (1) 支給対象者の拡大 派遣・委託の職員が対象となる業務に、医療事務のほか、院内清掃や患者等給食など、幅広い業務が含まれることになったこと (2) 20万円支給対象医療機関の増加 「感染症患者の診療等を行った指定医療機関等」の中に、帰国者・接触者外来を設置している医療機関が含まれることになったこと					
3 区分別の増加内訳						
(単位：人、千円)						
区分	現計予算		所要見込み		補正額	
	対象者	予算額	対象者	予算額	対象者	予算額
医療	37,425	2,646,250	56,158	4,435,850	18,733	1,789,600
介護・障害	51,125	2,556,250	54,445	2,722,250	3,320	166,000
事務費		73,044		73,044		0
合計	88,550	5,275,544	110,603	7,231,144	22,053	1,955,600
【参考】 慰労金制度の概要 (1) 支給対象施設 病院、診療所、訪問看護ステーション、歯科診療所、介護サービス事業所、軽費・養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所、調剤薬局 等 (2) 給付対象者・給付額 令和2年3月6日（県内患者1例目の発生日）から、6月30日までの間に10日以上勤務した下記①～③の職員等（派遣、委託を含む） ①感染症患者の診療等を行った 指定医療機関等の職員等 20万円 ②感染症患者の診療等を行わなかった 指定医療機関等の職員等 10万円 ③上記以外の職員等 5万円						